

結 訪問看護ステーション 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業運営規定（介護保険・訪問看護）

（事業の目的）

第1条 株式会社結絆（以下「本事業者」という）が設置する結 訪問看護ステーション（以下「本事業所」という）において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する訪問看護は利用者が介護予防状態・要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利

用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものものとする。

- 5 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 結 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 宮崎市生目台東1丁目20番地3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師：常勤換算2.5名以上（うち

1名は常勤職員)

看護師は主治医の指示書と居宅介護サービス計画・介護予防ケアプラン(以下「ケアプラン」という。)に沿って指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。」当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(3) 理学療法士・作業療法士等：必要に応じて雇用する

(4) その他職員：事務職員、看護補助、精神保健福祉士等については必要時雇用する

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付 計画書には利用者の希

望、主治医の指示書及びケアプラン、介護予防ケアプランに沿って、心身の状況を踏まえて、療養上の目的、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を行う。

(3) 訪問看護報告書の作成を行う

(4) 主治医、地域包括支援センター等関係者への情報提供及び必要な連携を行う。

(利用料)

第7条 指定訪問看護・指定介護予防

訪問看護を利用した場合の利用料の額は、

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用料の一部の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 事業所から片道5km未満 | 100円 |
| (2) 5km以上10km未満 | 200円 |
| (3) 10km以上 | 300円 |
| (4) 15km以上 | 400円 |

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は家族に対し、利用料と指定訪問看護とは別事業の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 4 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。指定訪問看護とは別事業については、目的・運営方針、利用料等を別途定めて実施する。

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は宮崎市、西都市（中山間地加算地以外）、国富町（中山間地加算地以外）の区域とする。

（緊急時における対応方法）

- 第9条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求め等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第11条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないも

のとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しております。
- (6) 虐待防止のための当該事業所職員に対する定期的な研修を実施します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(業務継続計画の策定等について)

第14条 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 当該事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策について)

第15条 本事業所は適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメントを防止するための指針・方針を整備します。
- (2) 当該事業所職員に対する研修を実施します。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内
- (2) 業務研修：年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める規定の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

る。

附則

この規定は平成 30 年 3 月 1 日から施行
する。

改訂 平成 30 年 7 月 1 日(第 5 条(4))。

改訂 令和 6 年 4 月 1 日(第 12 条、
13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条)